

1 設定の意義

- ▶ 市町村における地域福祉の取組を着実に支援していくためには、定期的に施策の実施状況を確認し、分析・評価を行うことが必要であり、それに当たっては、客観的な指標として、数値目標を設定することが有効です。
- ▶ このことの踏まえ、本計画では、施策の5つの柱に対応する数値目標を定め、その推進管理を図っていくこととします。

2 数値目標を設定する項目の一覧

- ▶ 本計画に定める数値目標は、次のとおり施策の柱ごとに計5項目を設定することとし、庁内関係課をはじめ、市町村や関係機関との連携・協力のもと、令和11年度までの取組を進めています。
- ▶ 特に、(1)については、市町村が地域福祉を推進していく上で最も重要なものであることから、数値目標の達成に向けて、重点的な働きかけを行っていきます。

• 施策の柱：1



体制づくり

(1) 市町村における地域福祉計画の策定率向上 P 70

目標 地域福祉計画の策定市町村数：179市町村（策定率100%）

• 施策の柱：2



仕組みづくり

(2) 市町村における包括的な支援体制の整備の推進 P 71

目標 包括的支援体制の整備数：179市町村（整備率100%）

• 施策の柱：3



人づくり

(3) 地域への支援を行う職種の配置推進 P 72

目標 CSW等の配置市町村数：179か所（配置率100%）

• 施策の柱：4



基盤づくり

(4) 民生委員・児童委員の継続的な担い手確保 P 73

目標 民生委員・児童委員の充足率の維持向上：充足率100%

• 施策の柱：5



地域づくり

(5) 心のバリアフリーの理解と普及の推進 P 74

目標 心のバリアフリーに関する認知度の向上：認知度80%

3 数値目標を設定する項目の内容

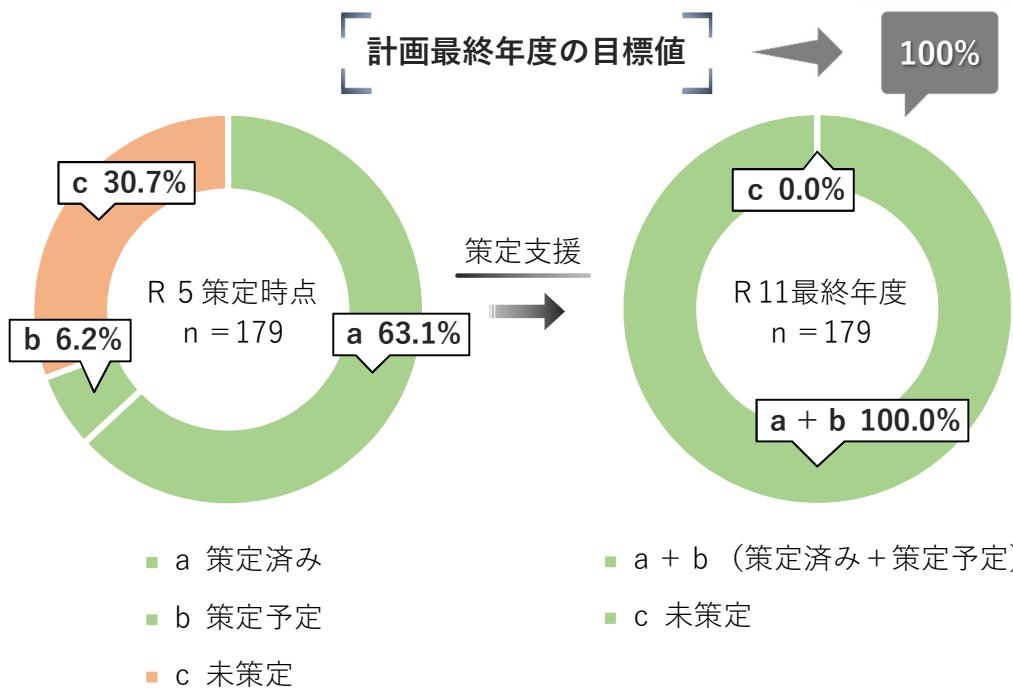
目標（1）市町村における地域福祉計画の策定率向上



地域福祉計画の策定市町村数：179市町村（策定率100%）



市町村による地域福祉計画は、地域共生社会の実現を目指すための法定計画であることから、地域福祉の充実に向けて、全ての市町村で策定されるよう推進していきます。



設定の考え方

地域福祉計画は、平成30年の改正社会福祉法により、その策定が努力義務化されました。

全国的な策定率が8割を超える中、道内市町村では6割程度となっており、全国平均を下回る状況が認められています。

こうしたことから、道では、自治体規模や策定体制等が個々に異なる地域の実情を踏まえつつ、現地訪問や意見交換、参考となる策定例の情報提供を行うなどして、計画最終年度までに「策定市町村数：179市町村（策定率100%）」が達せられるよう、市町村支援に努めています。

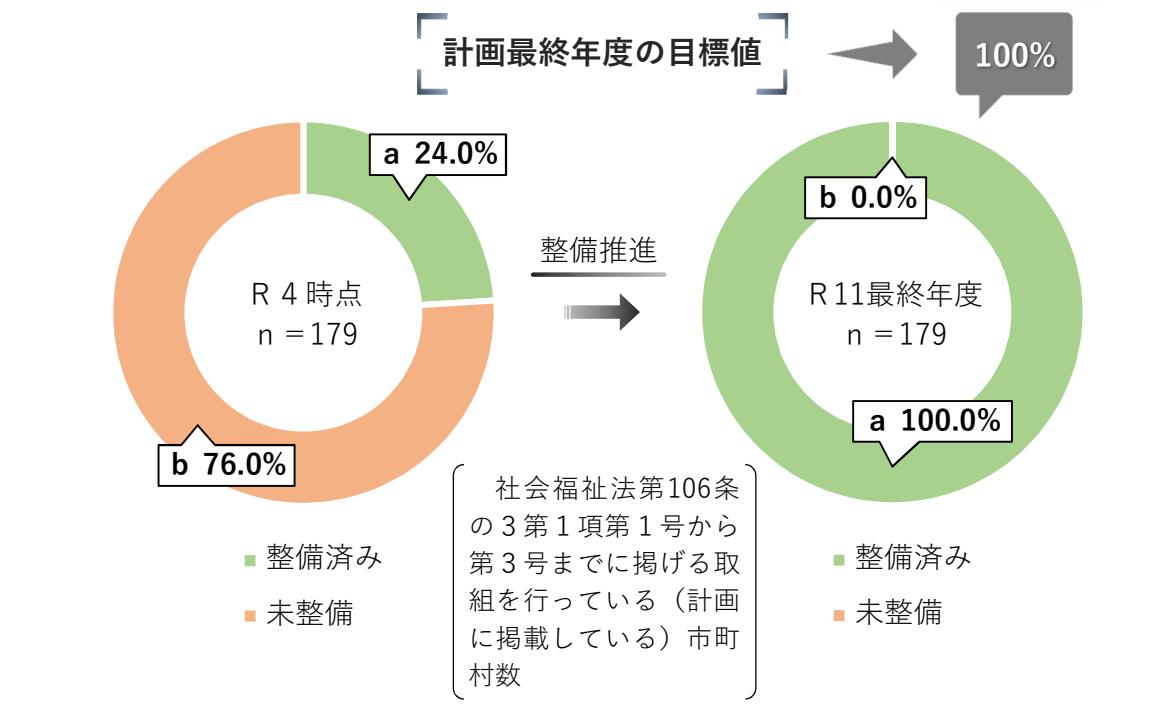
目標（2）市町村における包括的支援体制の整備推進



包括的支援体制の整備数：179市町村（整備率100%）



複雑化・複合化する支援ニーズに対応するための包括的な支援体制が各市町村で広く構築されるよう、重層的支援体制整備事業をはじめとする相談支援・参加支援・地域づくりの実施数に数値目標を設定します。



設定の考え方

包括的な支援体制の整備は、令和3年に施行された改正社会福祉法により創設されたものであり、全国の市町村で実施が進められています。

この取組は、相談支援・参加支援・地域づくりという3つ支援を実施することで、様々な支援ニーズに対応できる体制を構築しようとするものであり、現在の整備率は3割弱となっていますが、同法においては、当該体制の整備が市町村の努力義務とされていることを踏まえ、計画最終年度までに「包括的支援体制の整備数：179市町村（整備率100%）」が達せられるよう努めています。

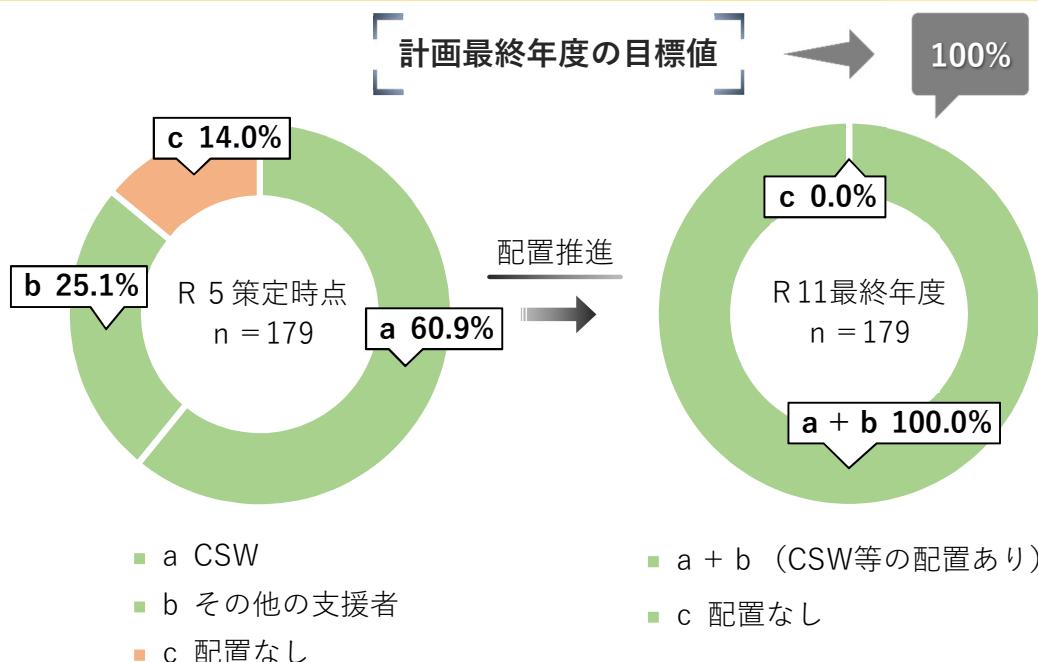
目標（3）地域への支援を行う職種の配置推進

施策の柱：3



CSW等の配置市町村数：179か所（配置率100%）

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築には、地域への支援を行う職種の果たす役割が大きいことを踏まえ、コミュニティソーシャルワーカー等の配置市町村数に数値目標を設定します。



設定の考え方

地域づくりを担う調整役としては、コミュニティソーシャルワーカーや地域福祉コーディネーターのほか、道内では、共生型地域福祉拠点の取組を担うコーディネーターの配置も行われています。

社会資源の偏重という地域特性がある中、多様化する生活課題への対応に向けては、個々の支援を行うとともに地域への働きかけを総合的に展開・実践する支援者の配置が重要となるため、これらの調整役を各市町村に少なくとも1名確保することとして、計画最終年度までに「CSW等の配置市町村数：179か所（配置率100%）」が達せられるよう努めていきます。

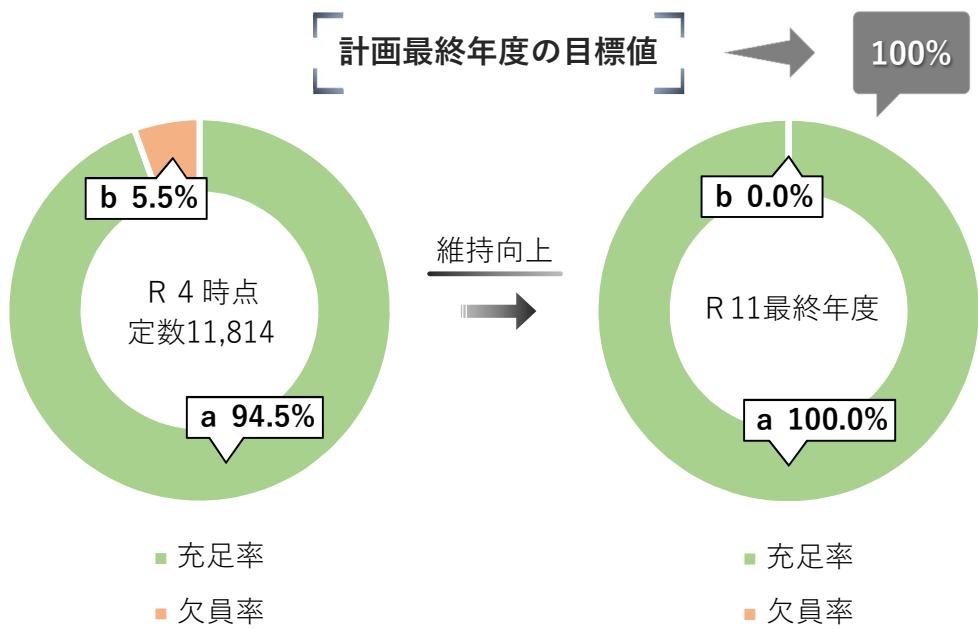
目標（4）民生委員・児童委員の継続的な担い手確保



民生委員・児童委員の充足率の維持向上：充足率100%



住民の身近な相談相手となり、行政や専門機関とのつなぎ役になるなど、地域福祉の中心的な担い手として活動する民生委員・児童委員を継続的に確保するため、その充足率に数値目標を設定します。



設定の考え方

民生委員・児童委員の定数は、道の条例によりその定数を定めることとなっており、3年を任期として改選が行われ、次回は令和7年度が改選期に当たります。

高齢化の進展等により、民生委員・児童委員の確保が年々困難となっている中、道内では、全国平均と概ね同程度の充足率が保たれていることから、こうした水準を維持しつつ、全ての市町村で定数が満たされることを目指し、計画最終年度までに「充足率100%」が達せられるよう努めていきます。

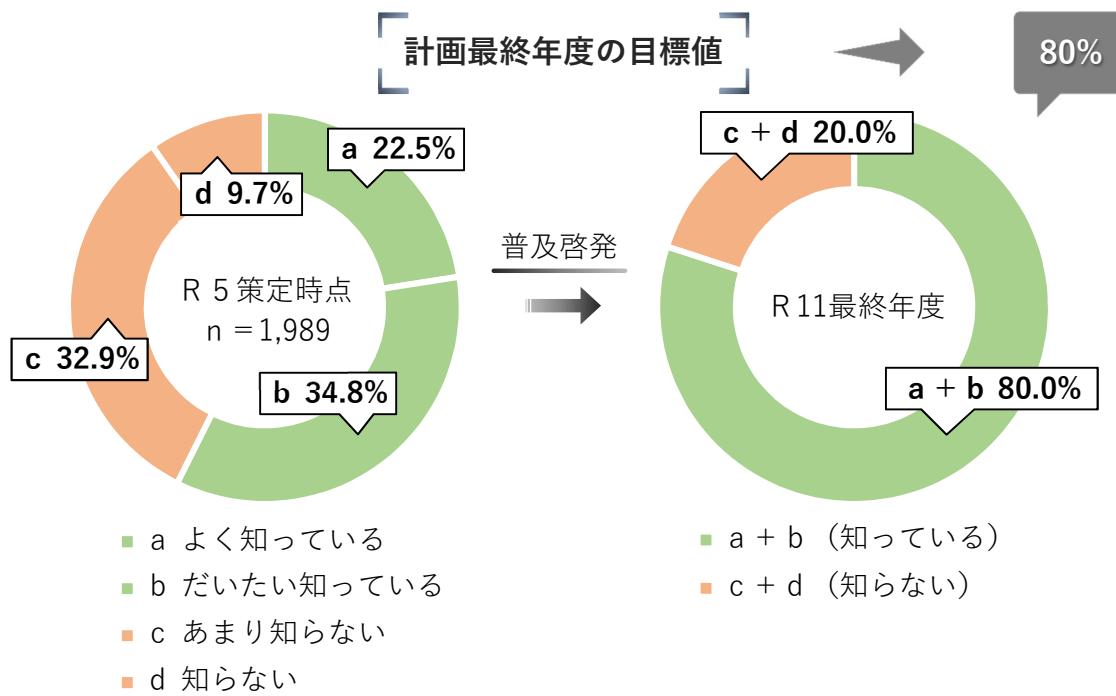
目標(5) 心のバリアフリーの理解と普及の推進



心のバリアフリーに関する認知度の向上：認知度80%



福祉のまちづくりについて、地域住民が相互に理解を深め合う「心のバリアフリー」の考え方方が広く普及するよう、道民の認知度向上に数値目標を設定します。



設定の考え方

バリアフリー化の取組について、施設整備などハード面は着実に進展していることから、今後、職員の応対などソフト面の対策を進めるとともに、「心のバリアフリー」の取組を強化していくことが重要とされています。

道では、市町村や民間事業者が実施する研修会・イベント等に講師を派遣するなどして、この考え方の普及を図っており、道民を対象としたアンケート調査において「心のバリアフリー」という言葉を「知っている」と回答した人が約57%であったことを踏まえ、計画最終年度までに「認知度80%」が達せられるよう努めています。